

前橋市長等政治倫理条例施行規則（逐条解説付）

平成22年前橋市規則第36号

（趣旨）

第1条 この規則は、前橋市長等政治倫理条例（平成21年前橋市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（出資法人等）

第2条 条例第4条第4号に規定する市規則で定める法人及び公共的団体は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人前橋観光コンベンション協会
- (2) 一般財団法人前橋市まちづくり公社
- (3) 公立大学法人前橋工科大学

地方自治法の規定に基づく予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人とし、市が設立した地方独立行政法人及び市の出資割合が25パーセントを超える法人を規定した。

（調査請求）

第3条 条例第5条第1項の規定による請求（以下「調査請求」という。）をするときは、調査請求書によるものとする。

- 2 前項の調査請求書には、調査請求をしようとする市民及びその代表者（以下「調査請求代表者」という。）が署名（視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印をしなければならない。ただし、本人が署名することができない場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第74条第8項の規定の例により委任を受けた者が代筆することができる。
- 3 法第74条第9項の規定は、前項ただし書の規定により委任を受けた者が代筆する場合について準用する。
- 4 第2項の規定により調査請求書にする署名は、調査請求が行われる日前60日以内に行われたものでなければならない。
- 5 条例第5条第1項の選挙権を有する市民とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の50分の1の数は、法第74条第5項の規定に基づき前橋市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）が告示した数とする。

- 6 前項の選挙人名簿は、選挙管理委員会が調査請求のあった日の直近において調製したものをいう。
- 7 法第74条第7項の規定は、調査請求のための署名を求める場合について準用する。

- 1 調査請求書の様式は、本規則とは別に定める。(第13条)
- 2 署名簿は、調査請求書の様式と一体のものとして規定する。調査請求に当たって必要な要件が、地方自治法第74条に定める条例の制定又は改廃の請求の例に倣っているため、署名簿の様式についても、地方自治法施行規則で定める署名簿の様式を参考に規定した。
- 3 署名の代筆については、地方自治法第74条第8項及び第9項の直接請求の例によることとし、署名簿の所定の欄に、氏名代筆者は氏名代筆者としての署名をしなければならないこととした。
- 4 公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日とは、毎年3月、6月、9月、12月の2日であり、地方自治法第74条第5項の規定に基づく告示も、同日付で行われる。また、選挙が行われる際は、その公示日・告示日の前日に選挙人名簿の登録が行われ、地方自治法第74条第5項の規定に基づく告示も、同日付けで行われる。
- 5 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれる場合は、地方自治法第74条に定める条例の制定又は改廃の請求の例と同様に、政令で定める期間、請求のための署名を求めることができないこととした。

●地方自治法

- 第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。
- 5 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行なわれた日後直ちにこれを告示しなければならない。
- 7 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。
- 8 選挙権を有する者は、身体の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。
- 9 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を条例の

制定又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

●地方自治法施行令（政令）

第九十二条

○4 地方自治法第七十四条第七項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日から当該選挙の期日までの間とする。

- 一 任期満了による選挙 任期満了の日前六十日に当たる日
- 二 衆議院の解散による選挙 解散の日の翌日
- 三 衆議院議員又は参議院議員の公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条の二第二項に規定する統一対象再選挙又は補欠選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第三項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日）前六十日に当たる日のいずれか遅い日
- 四 都道府県の設置による都道府県の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第六条の二の規定により都道府県が設置された日
- 五 都道府県の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日
- 六 市町村の設置による市町村の議会の議員の一般選挙又は長の選挙 地方自治法第七条の規定により市町村が設置された日
- 七 市町村の議会の議員の増員選挙 地方自治法第九十一条第三項の規定による議員の定数の増加に係る同条第一項の条例の施行の日（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第八条第一項の規定の適用がある場合には、同法第二条第一項に規定する市町村の合併の日）
- 八 前各号に掲げる選挙以外の選挙 当該選挙に係る選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日の翌日

○5 前項第三号又は第八号に規定する選挙を行うべき事由が生じた旨の告示があつた日とは、当該選挙に関し、公職選挙法第百九十九条の五第四項第四号 から第六号 までに規定する告示があつた日をいう。

●公職選挙法

（永久選挙人名簿）

第十九条 選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月（第二十二条第一項及び第二十四条第一項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

3 選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

4 選挙を行う場合において必要があるときは、選挙人名簿の抄本（前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。）を用いることができる。

5 選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条の規定は、適用しない。

（選挙人名簿の記載事項等）

第二十条 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所（次条第二項に規定する者にあつては、その者が当該市町村の区域内から住所を移す直前に住民票に記載されていた住所）、性別及び生年月日等の記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をしなければならない。

2 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(被登録資格等)

第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民（第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次項において同じ。）で、その者に係る登録市町村等（当該市町村及び消滅市町村（その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の住民票が作成された日（他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日。次項において同じ。）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

- 2 選挙人名簿の登録は、前項の規定によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満十八年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であつて、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過しないものについて行う。
- 3 第一項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村（この項の規定により当該消滅した市町村を含むものとされた市町村を含む。）を含むものとする。
- 4 第一項及び第二項の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。
- 5 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を調査し、その者を選挙人名簿に登録するための整理をしておかなければならない。

(登録)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の日以後に変更することができる。

- 2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。
- 3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

(調査請求書の受理後の手続)

第4条 市長は、条例第5条第1項の規定により市民から調査請求書の提出があつたときは、直ちに選挙管理委員会に対し、調査請求をした市民及び調査請求代表者

が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるものとする。

2 市長は、調査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査請求を却下するものとする。

(1) 調査請求の連署の数が条例第5条第1項に規定する連署の数に至らないとき。

(2) その内容が調査請求をすることができない対象についてしたものであるとき。

(3) 調査請求書の記載事項又は調査請求書に添付すべき資料に不備があるとき。

3 市長は、調査請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであるときは、同項の却下をする前に、当該調査請求をした調査請求代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 市長は、第2項の規定による却下をしたときは、その旨を調査請求代表者に書面により通知しなければならない。

市長が、選挙管理委員会に対して、調査請求をした市民及び調査請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについては、調査請求書（署名簿）にその旨の表示を行うことにより、本人の同意があったものとする。

（調査報告書の概要の公表）

第5条 条例第5条第3項の規定による調査審議の結果の報告に係る報告書の概要（以下「調査報告書概要」という。）の公表は、前橋市公告式条例（昭和25年前橋市条例第283号）第2条第2項に規定する前橋市役所掲示場に掲示するほか市長の定める方法により行うものとする。

公表の方法としては、前橋市役所掲示場への掲示のほか、市ホームページ、情報公開コーナー等を活用することとする。

●前橋市公告式条例

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、前橋市役所掲示場に掲示してこれを行う。

（審査会の会長等）

第6条 条例第6条第1項の前橋市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、次条の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）第16条の2第3号に掲げる事由に該当する場合は、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

情報公開条例で会議の公開の原則が規定されているため、非公開にする場合の手続と要件を定める。

●前橋市情報公開条例
(会議の公開)

第16条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により、公開しないこととされているもの
- (2) 非公開情報について審議、審査、調査等をするもの
- (3) 公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で審議会等が全部又は一部を公開しないこととしたもの

(委員の除斥)

第8条 審査会の委員は、自己若しくは配偶者又は3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その審査に加わることができない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、調査審議を行うに際しては、当該調査の対象となっている市長等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(虚偽報告等の公表)

第11条 条例第8条の規定による虚偽報告等の公表は、緊急を要するときその他特別の理由があるときを除き、条例第5条第3項に規定する調査報告書の概要の公表の例により行うものとする。

(説明会)

第12条 市長は、条例第9条第1項の規定により説明会を開くときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を定め、開催日の1週間前までに公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、条例第5条第3項に規定する調査報告書の概要の公表の例により行うものとする。

3 説明会においては、代理人を出席させ、又は補佐人を付けることはできない。

(書類の様式)

第13条 調査請求書の様式は、別に定める。

別に定める様式は、調査請求書（署名簿を含む。）とする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

審査会が別に定めるものとしては、審査会運営要領がある。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月10日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月16日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月7日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年5月31日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月19日規則第12号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月28日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第30号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日規則第24号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。